件

X

県政情報コーナー

 ∞

0

 ∞

号外第36号



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

○福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を 公表する件

○福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 福島県議会

○福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する

公 告

の運用状況を次のとおり公表する。 第三十九条の規定により、平成二十六年度における各実施機関の保有個人情報の開示等 福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)

福

公告第百三十一号

平成二十七年五月二十九日

福島県知事 内 堀 雅

雄

(単位

#)

保有個人情報の開示請求等の状況

受付窓口別の内訳

県政情報センター 分 文開 豊い 븼 牅 9-Ø ₩ 27 田開 頭に 븻 艦 9-1,576 ₩ 9× $\square \triangleright$ 1,603 #

10,379	10,170	209	 	
44	0	44	警察情報センター	整察
8,724	8,594	130	機関窓口	出先

Ħ

- に対する請求書による開示請求をいう(以下同じ。)。 |文書による開示請求」とは、条例第14条第1項の規定による保有個人情報
- 下国じ。)。 うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行 Ē
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 各地方振興局に設置された窓口をいう。 | 県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの
- 口をいう。 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎 内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓

ŋ

- |警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう
- 本庁担当課による受付は、「県政情報センター」の区分に含める
- 例第24条の苦情の申出についての実績はなかった。 条例第19条第1項の訂正請求、条例第21条の4第1項の利用停止請求及び条
- 実施機関別の内訳

2

<u>(</u>)	
単位	
浄	

_						
_		¥	<u>f</u>			乗
	寀	生	₩	獢	知	施
	健	活	画		#	機関
	益	嚴	珊	穄		9
	单	境	懋		直	\boxtimes
	퍉	部	퍉	퍉	轄	分
	5	0	0	4	0	文書による開 示 請 求
_	57	0	0	62	0	口頭による開 示 請 求
_	62	0	0	66	0	

第3号(開示請求者以外の個人に関する情 報)

137

138

0

0

0

第4号 (法人等の事業に関する情報)

0

第2号(本人不利益情報)

報

	1		1	1	1	ı	1	1	ı			ı	1	ı					
	公立	慌	内址	華	₹	光	>	猬	ᇓ	婺	公	教	選			4	<u></u>		
大学	大学法	院事	く面漁	区漁	囲	靊	₩	色	举管	際	安	浀		÷	₩	Œ	+	輙	絚
入茶	人福島	业	湯管	料調	椴	栣	枨		渵	*	槉	枨			⋇	签	l v	* *	H
公立大学法人会津大学	県立医	管理	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員	皿			桉	极	喪	軍				711/5	- 23+	*		労 働
类类	公立大学法人福島県立医科大学	*	景な	HÇ QK	ИÞ	ИÞ	ИÞ		HÞ.	斌皿	ИÞ	ИÞ	ИÞ	<u> </u>	画	画	鷝	喪	喪
2	126	1	0	0	0	0	4	0	0	44	0	14	0	18	0	0	1	4	4
172	254	0	0	0	0	0	370	0	0	0	0	9,209	0	165	0	0	0	1	45
174	380	1	0	0	0	0	374	0	0	44	0	9,223	0	183	0	0	1	51	49

徭	**	(2)	□⊳	却	型		. . .	쉐		麗	洋	2 (1)	□⊳
第1号	条例第12条に規定する不開示情報の区分	五				び		÷	ļ	₩		文書による開示請求に対する決定等の状況 決定等の状況	Δγ
(法令	12条1	示理				74					压	て 書による開示 決定等の状況	
(法令秘情報)	二規定	不開示理由の内訳				×			喪	喪		規示 表 光光	
幾	24	り訳			커	文書	팶				侳	事	<u>=</u>
	不開汀					9						対する	
	情報					κ			灩	開	×	る決定	
	の区3					存						定等の	
	4		=#1	커	ΙŤ	在	쉐	#	쉐	븼	分	状況	209
	 関										伞		
0	一部開示												
	×	-											10,170
	팶												70
0	븼												
	□⊳	(単位										(単位	10
0	=#	1	209		8	10	12	188	57	131	数	件)	10,379

	168	2	166	計	שֹבֶ
	7	0	7	第8号(事務又は事業に関する情報)	第8
 •	1	0	1	第7号(審議、検討及び協議に関する情報)	第7
	17	0	17	第6号(犯罪捜査等情報)	第6
 	4	1	3	第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	絶

Ĭ 不服申立ての状況 び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及

況は、次のとおりである 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てに対する決定等の状

(1) 件数

(単位 **争**

1	0	0	0	0	0	0	0	ш
審理中	取下げ	小計	一部認容	認容	棄却	却下	当該年度中に あった新規件数	前年度からの 繰 越 件 数
		定				決	申立て	不服

2 件名等

平成25年11月26日付けでなされた自己情報開示 請求の開示決定及び不開示決定に対する異議申 立て
*

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 **£**

2

乗

兞 鮻 黙 9 |X|Ø

艦

*

謂 塭 ## 9 欭 × 0 重 \mathbb{H} 9 倒 1 0 # 無 9 X 表 0 卅 乖 益 赆 渔 詽 0

公告第百三十二号

のとおり公表する。 四条の規定により、平成二十六年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次 福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。)第三十

(文書法務課)

平成二十七年五月二十九日

公文書の開示請求の状況 受付窓口別の内訳

 $\widehat{\Box}$

福島県知事 内 堀 雅

雄

(単位

12,154	107	663	1,399	9,985	請求件数
<u> </u>	センター	% □	1 + 1	センター	Э
	強って	機関	搬口	強った	
₽	渙	先	政情	政情	区
	魏四	Œ	海	海	

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう (以下同
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう
- 各地方振興局に設置された窓口をいう。 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの
- 内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をい 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎
- Ŋ 実施機関別の内訳 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(単位 **争**

伞 数

丕

 \rightleftarrows

国

徭

莊

讏

Ш

袠

冬

0

0

海

|X|

熊

業

噩

赘

委

 \mathbb{I}

ИÞ

ИÞ		委	=	用	垃
ИÞ	皿	椴		働	労
ИÞ		椴	44	 	>
	栣		棰		潤
ИÞ	泰員	曲	篽	**	嶽
畑	팑	*] 7%[潋	製車
ИÞ	皿	椴	NI NI	按	於
ИÞ		椴	<u>щу</u>	」	数
=#				÷	
圓		⋇		₩	#
圓		绺		Œ	
喪		*		+	
喪	搟	*	菜	珊	
喪	働	逬	Н	商	
喪	单	益	健	宋	
喪	境	닯	裕	生	
퍉	概	画	画	付	
퍉		務		獢	知
曹	恒	##I	41	知	
					Ī

¥

5

<u>1</u>

況は、次のとおりである。

不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てに対する決定等の状

(単位 件)

2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。

事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示 及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合が

0,311	0.7	0,000	
л 011	96	л 282 Л	本
0	0	0	旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)
1,163	ហ	1,158	条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号
744	1	743	条例第7条第5号(審議、検討等情報)又 は旧条例第6条第6号
0	0	0	旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等 関係情報)
បា	0	បា	条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は 旧条例第6条第4号
2,060	13	2,047	条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例 第6条第3号
1,928	1	1,927	条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例 第6条第2号
11	6	57	条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条 例第6条第1号

前年度からの 繰 越 件 数

当該年度中にあった新規件数

井

認谷谷

一 露部

小計

取下げ

番理中

k

張

-

4

洪

定

平成25年7月17日	平成25年5月28日	平成25年5月10日	平成25年4月18日	平成25年4月18日	平成25年3月11日	平成24年10月2日	平成24年5月6日	平成24年2月20日	申立て年月日	(2) 件名等	14
「工場立地法に基づく届出」の一部開示決定に 対する異議申立て	「特定の法人間の業務委託契約書」 示決定に対する異議申立て	「猛禽類検討委員会議事録」 に対する異議申立て	「甲状腺検査専門委員会の配付資料」 示決定に対する異議申立て	「甲状腺がんと診断された者及び悪性又は悪性」 の疑いと診断された者に関する文書」の不開示 決定に対する異議申立て	「健康調査実施の指示等の打合セメモ等の文書」 の不開示決定に対する異議申立て	「被ばく線量等に関する文書」の不開示決定に 対する異議申立て	「福島県情報公開審査会の会議録」 決定に対する異議申立て	「修学旅行に関係する文書」の- 対する異議申立て			11
大に基っ	人間の覚りる異議	寸委員会 義申立つ	監専門多 する異議	いと診断 所された 5 異議 [[]	施の指	事等に関する	報公開智 5 異議日	に関係る	件		2
ごく届と	間の業務委託る異議申立て	(議事金	を員会の 議申立つ	新された 活者に関 中立て	示等のする異語	# 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	警査会の 申立て	る文章			57
H] Ø-	代契約電	录] 等の―	の配付資	で者及び	打合せ	と書」の)会議	<u></u> 0-			0
一部開污	事」等の	5一部		び悪性で	発・ストを	の不開え	¾	一部開元	松		1
示決定に	り一部開	-部開示決定	の一部開	スは悪性り不開力	の文書」	京決定に	一部開示	-部開示決定に			8
供	機	舟	幽	機	機	機	機	ļ	決定		1
		川	曲	描				帮閥	決定等の区分		
抽	哲	#	#	#	掛	坩	哲	俗	交分		16

	十,风27千	· 3 月 Z 9 ロ	並唯口	1亩	一 二		羊权		万介第30万		
平成26年10月20日	平成26年10月19日	平成26年8月11日	平成26年7月29日	平成26年7月22日	平成26年7月22日	平成26年7月7日	平成26年1月10日	平成25年10月9日	平成25年8月15日	平成25年7月25日	平成25年7月22日
「公立大学法人福島県立医科大学職員兼業規程 等に基づく報告書等の一覧表」の不開示決定に	「公立大学法人福島県立医科大学職員兼業規程等に基づく報告書等の一覧表」の一部開示決定に対する異議申立て	「応急仮設住宅供与期間延長に関する文書」の 一部開示決定に対する異議申立て	「福島県が作成した避難者データベースでとり まとめた避難者数」の不開示決定に対する異議 申立て	「応急仮設住宅に関する国との協議に関する文 書」の一部開示決定に対する異議申立て	「県内市町村に対する避難者数調査に関する文 書」の一部開示決定に対する異議申立て	「最低制限価格等の取扱いについて」の不開示 決定に対する異議申立て	「宗教法人の備付書類」等の不開示決定に対す る異議申立て	「甲状腺検査2次検査実施者の男女別人数」の 不開示決定に対する異議申立て	「電子マニフェスト登録等状況報告書及び産業 廃棄物管理票交付等状況報告書」の一部開示決 定に対する異議申立て	「甲状腺検査の実施状況に係る集計表」の一部 開示決定に対する異議申立て	「基本調査専門委員会の議事録及び配付資料」 の一部開示決定に対する異議申立て
碘	舟	碘	舟	審	無	槲	槲	碘	舟	槲	取
描	描	川	描	描	描	描	描	描	描	描	커
#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	ĨŤ

#	温	搬	「災害救助費に係る国とのやりとりに関する― 切」の一部開示決定に対する異議申立て	平成27年3月31日
커		却	「特定施設の監査結果報告書等」の一部開示決 定に対する異議申立て	平成27年3月10日
커		期	「森林法に基づく申請書等」の一部開示決定に 対する異議申立て	平成26年11月22日
#	描	梅	「利益相反委員会審査一覧表」の一部開示決定 に対する異議申立て	平成26年10月21日
			対する異議申立て	

(文書法務課)

福島県議会

公告第一号

り公表する。 第三十三条の規定により、平成二十六年度における公文書の開示の実施状況を次のとお第三十三条の規定により、平成二十六年度における公文書の開示の実施状況を次のとお福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。)

平成二十七年五月二十九日

公文書の開示請求の件数

福島県議会議長 平 出 孝

朗

2 公文書の開示の決定等の状況 (1) 決定等の状況

(単位 件)

	_				
11	#			小	븼
4	亦	開	幣	l	
7	爿	開	幣	全	噩
件数	分				×

2号

(個人情報)

第1号

(法令秘情報)

条例第8条に規定する不開示情報の区分

· 喪 選 싓 \forall 照 싓

IJþ

1111

第3号

(事業情報)

4号

(犯罪捜査等情

決定等の状況は、次のとおりである。

不服申立ての状況

び不開示 (公文書の不存在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。

事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく不服申立てに対する

(単位

(半)

平成27年5月29日 金曜日

 $\Box \triangleright$

11	#									⋾
0	7									却
0	げ	7		取		O		**		罪
0	在	六 存	\rightleftarrows	9	1111	×	X	40	び	
0	쉐				麗					K

② Ħ 不開示理由の内訳 |請求||とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。

(単位 (半)

7	0	7	ᄪ
0	0	0	は議員の活動に関
0	0	0	.情報)
0	0	0	情報)
0	0	0	報)
3	0	3	
4	0	4	
0	0	0	

第5号

(審議、検討等

第6

草

(事業執行過程

第7号 (議会の会派又 する情報)

0	0	0	0		0		0		0	0		0		
警里	取下げ	→	磐 今	Ğ	倅	PA EA	掛	橅	- 地下	当該年度中に らった新規件数	当該年度中あった新規件	からの 年 数	度かに	前年度繰越
·		, ,	舟					4	共	7	五 工	#	服	κ

総 務